

川越市立霞ヶ関東中学校

いじめ防止基本方針



令和6年4月

目 次

I 基本方針

- 1 いじめ防止に対する基本理念
- 2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針
- 3 いじめの定義
- 4 いじめの防止等のための組織体制
- 5 いじめの未然防止に関する指針
- 6 いじめの早期発見に関する指針
- 7 いじめの対応に関する指針
- 8 いじめの解消に関する指針
- 9 保護者・地域との連携
- 10 学校関係者評価による取組の検証
- 11 重大事態への対処

II 関係機関との連携

III いじめ防止年間指導計画（別紙）

I 基本方針

1 いじめ防止に対する基本理念

- (1) すべての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての生徒において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめを受けている生徒を守ることが共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

* 基本理念（１）に係る対策の方針

- ① 生徒からのいじめのサインを、見逃さないようにする。
- ② いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめを受けている生徒を絶対に守り通すとともに、いじめをしている生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

* 基本理念（２）に係る対策の方針

- ① 日常的にいじめの問題について触れ、生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ② いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

* 基本理念（３）に係る対策の方針

- ① 学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第２条）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

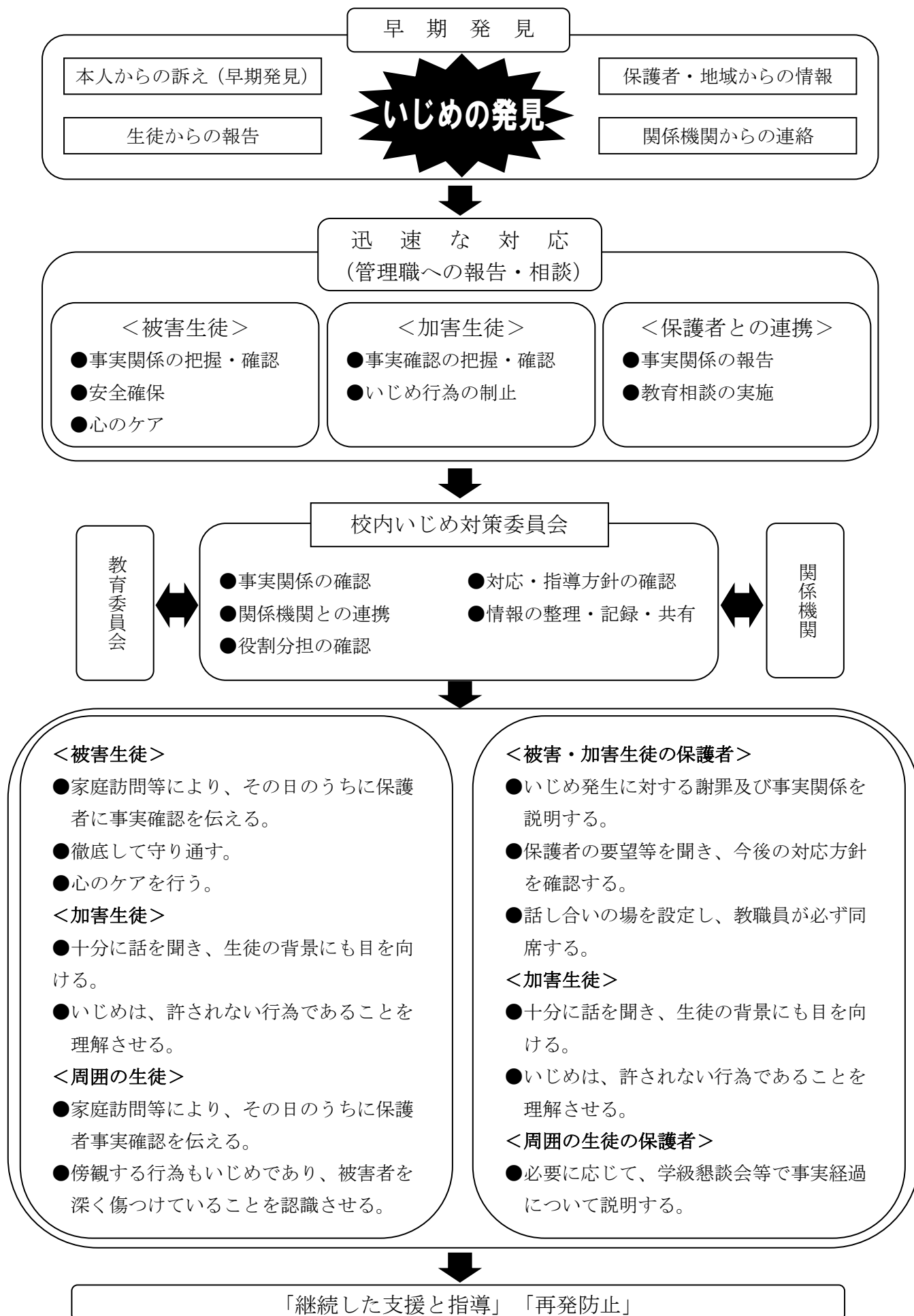
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

***いじめを認知する際の方針**

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめを受けた生徒の立場に立って行う。また、いじめの認知については「校内いじめ対策委員会」をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いのように見える場合であっても、該当生徒の力関係を考慮し、判断する。
- (3) いじめを受けている生徒の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの中に、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生命、身体等に重大な被害が生じるようなものは、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携して対応する。
- (5) いじめの事実確認においては、当該生徒の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

4 いじめの防止等のための組織体制

- (1) 組織的な指導体制
 - ・校長を中心とした全教職員による組織体制を確立する。
 - ・「校内いじめ対策委員会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラーで組織する。ただし、重大事案の調査や生徒のケアが必要な場合には、学年主任等を加え、学校運営協議会委員、主任児童委員、PTA 本部役員等の参加を要請する。
 - ・校内いじめ対策委員会は、運営委員会・生徒指導部会・教育相談部会と情報を共有し、組織的に対応する。
 - ・いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学の際、適切に引継ぎや情報提供ができる体制をとる。
 - ・学校いじめ防止基本方針「以下、学校基本方針」やいじめ防止年間計画の作成及び実施に当たっては、保護者や地域住民の意見も参考にする。



- (2) 校内研修の充実
 - ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- (3) 校務の効率化
 - ・教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、定期的に校務分掌を見直して校務分掌を適正化し、校務の効率化を図る。
- (4) 学校評価と教員評価
 - ・年度当初の校内研修において、学校基本方針、いじめ防止年間計画について全職員で共通理解を図る。
 - ・いじめ防止年間計画に基づき、各学期末に学校基本方針、いじめ防止年間計画、いじめ対応について評価を実施し、成果・課題の検討、方策の策定を行う。
 - ・年度末の校内いじめ対策委員会、運営委員会において、今年度のいじめ対応について、成果・課題の検討及び次年度の取組の検討を行う。
 - ・学校評価においては、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
 - ・教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。
- (5) 地域や家庭との連携について
 - ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

5 いじめの未然防止に関する指針

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- (2) いじめとは何かについて、機会あるごとに指導し、生徒と教職員が認識を共有する。
- (3) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (4) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つ

として関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたいわかる授業づくり、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。

- (5) 学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるよう努める。
- (6) 生徒がいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (7) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (8) 学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

6 いじめの早期発見に関する指針

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- (1) 日常的な生徒相互の人間関係の把握に努める。特に、遅刻や欠席の増加、服装や言葉遣いの乱れなどの変化は、いじめをはじめとする人間関係の変化の可能性を含むものと捉え、学校全体で情報を共有し、早期に対応する。
- (2) アンケート調査やチャンス相談、教育相談の実施等により、生徒が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (3) 日常の学校生活の観察や生活ノートを通して、日頃から生徒の様子や行動に気を配り、全教職員で情報収集・情報の共有を図る。
- (4) 三者面談、保護者アンケート調査、保護者会の機会を通じ、家庭と連携して生徒を見守る。
- (5) 地域や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (6) パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見が難しいため、生徒の変化を見逃さず、定期的なアンケートや教育相談等によりいじめの実態を掴む。

7 いじめの対応に関する指針

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、いじめを受けている生徒を守り通すとともに、毅然とした態度でいじめをしている生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめを受けている生徒の立場に立って、いじめに該当すると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐにいじめをした生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策委員会へ報告することは必要となる。

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けていると思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」の規定に違反し得ることに十分留意する。

いじめに係る情報や対応の経緯等については、生徒ごとに記録し、情報の共有化を図る。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・いじめを受けている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- ・速やかに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、担任は、いじめを受けている生徒・いじめをしている生徒の保護者に連絡する。
- ・指導が困難な際、または生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめを受けている生徒及びその保護者への支援

- ・いじめを受けている生徒から、事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、見守りを行うなど、いじめを受けている生徒の安全を確保する。
- ・いじめを受けている生徒に寄り添い支えることのできる校内体制をつくる。

- ・状況に応じて、いじめをしている生徒を別室で指導する。
- ・必要に応じて、いじめを受けている生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー等の協力を得る。
- ・解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援を行う。また、必要に応じて、長期休業前の事前指導や、長期休業中の家庭との緊密な連絡など、定期的な状況把握や見届けを行う。

(3) いじめをしている生徒への指導及びその保護者への助言

- ・いじめをしている生徒から、事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等の専門家（さわやか相談員・スクールカウンセラー）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ・いじめをしている生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめをしている生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ・情報モラル教育の推進を図り、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、いじめを受けている生徒に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・必要に応じて、法務局又は地方法務局、所轄警察署と連携して対応する。
- ・ネットパトロールによって得られた情報から、インターネット上のト

ラブルの早期発見に努める。

- ・インターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・SNSの使い方等を保護者にも周知し、学校と家庭の両面で連携を図り、指導していく。
- ・パスワード付きサイトやSNSを利用したいじめについては、発見しにくいため、情報モラル教育を推進するとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

8 いじめの解消に関する指針

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。
- ・相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・いじめの行為の重大性等から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・相当の期間が経過するまでは、複数の教職員が関係の生徒の様子を含め、いじめの状況を見守り、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることについて、いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

なお、「解消している」と判断した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえて、関係生徒の人間関係等について、日常的に意深く見守る必要がある。

9 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた家庭、地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口の周知

- ・「相談窓口広報パンフレット」等の配布による、相談窓口の周知

- ・生徒手帳に掲載されている相談窓口の生徒への周知
- ・スクールカウンセラーやさわやか相談員による相談活動日の生徒・保護者への周知
- (2) 情報モラルの啓発
 - ・家庭教育学級及び川越市PTA連合会の研修会等における情報モラルの啓発（埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携）
- (3) いじめの未然防止の広報啓発
 - ・「相談窓口広報パンフレット」等の配布による、いじめの未然防止の啓発、入学説明会などを活用した入学前の保護者に対する未然防止の啓発を行う。
- (4) 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めると共に、家庭訪問や学校便りなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

10 学校関係者評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については、校内いじめ対策委員会が行う。

11 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

- (1) 重大事態とは、いじめにより、生徒が次のような状況に至った場合とする。
 - ①生徒が自殺を企図した
 - ②身体に重大な傷害を負った
 - ③金品等に重大な被害を被った
 - ④精神性の疾患を発症した
 - ⑤相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされた
 - ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの
 - ・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。
 - ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重

大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

- ・生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ報告する。

(3) 重大事態の調査において、どこが主体で行うかを教育委員会が判断する。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では十分な結果を得られないと判断する場合は教育委員会が主体で調査を行う。

- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合も同様である。

(4) 学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合は、生徒指導部員で構成する「校内いじめ対策委員会」に、必要に応じて、学校運営協議会委員、主任児童委員、PTA 本部役員等の参加を要請する。

- ・いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

- ・いじめを受けている生徒からの聞き取りが可能な場合、事実関係の確認とともに、いじめをしている生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

- ・いじめを受けている生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けている生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

- ・いじめを受けている生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に調査を行う。

(5) 調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し適切に提供する。

- ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

(6) 調査結果については、学校は教育委員会に報告する。

Ⅱ 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 警察との連携

- ・川越警察署生活安全課との日常的な連携
- ・定期的な学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による保護者への啓発

(2) 児童相談所、川越市役所等との連携

- ・教育委員会（教育指導課、教育センター分室リベール）との連携
- ・児童相談所、川越市福祉部・こども未来部等との連携
- ・「川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会」における連携